

「北の木の家」認定実施要領の運用方針について

北海道木材産業協同組合連合会が平成25年3月1日から施行している「北の木の家」認定実施要領の運営方針を以下のとおり変更する。

1 「北の木の家」認定要領の3（イ）③

合法木材証明書の写しに代え、原木産地及びF S C等森林認証制度によるC O C認証の表示がされた、住宅生産者及び施主あての納品伝票等の写しによることができる。

これまでの運用方針

1 「北の木の家」認定要領の3（イ）③及び④

産地証明書及び合法証明の写しに代え、原木産地及びF S C等森林認証制度によるC O C認証の表示がされた、住宅生産者及び施主あての納品伝票等の写しによることができる。